

生命保険と税金

生命保険と税金の課税関係は、保険料を「払う人」、保険に「入る人」、そして保険金を「受け取る人」の関係によって、所得税がかかったり、贈与税が課税されたり、または相続税が課税されたりします。実務の現場では、保険契約者が保険料を払っているとは限らないのですが、一応ここでは保険契約者が実際に保険料を負担しているという前提で考えてください。

また、受け取る保険金も、養老保険等の金融資産性が高い保険の満期が来てお元気なうちに受け取る保険金と、定期保険のように死亡して受け取る保険金と分けて、イメージを整理しておく必要があります。

【死亡保険金の課税関係】

入る人	おじいちゃん	おばあちゃん	子供
払う人	おじいちゃん	おじいちゃん	おじいちゃん
受け取る人	おばあちゃんや子供	子供	おじいちゃん
かかる税金	相続税	贈与税	所得税

【満期保険金の課税関係】

入る人	おじいちゃん	子供	孫
払う人	おじいちゃん	おじいちゃん	おじいちゃん
受け取る人	おじいちゃん	おじいちゃん	孫
かかる税金	所得税	所得税	贈与税

上記は代表的な例ですが、生命保険については応用形が多々あります。例えば、次のような使い方です。

- ①贈与税の基礎控除の範囲で生命保険料を負担。
- ②高額な相続税が予想される場合に、子供の収入の中から親に生命保険をかけて、相続税の課税ではなく一時所得の課税にする。
- ③直接、孫に渡したり（贈与税の範疇）することにより、課税関係よりも、人生におけるプレゼントという事実を優先した使い方。
- ④その他

ここでは、あまり細かくは解説いたしませんが、人生の相談ができる生保の営業やレディー、または税理士に相談して「我が家の生命保険計画」を充実させてください。